

令和 2 年 5 月 25 日現在

機関番号：23803

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K02925

研究課題名(和文) 法廷通訳に求められる通訳の正確性・等価性に関する研究

研究課題名(英文) Study of Accuracy and Equivalency of Interpretation required of Court Interpretation

研究代表者

水野 かほる (MIZUNO, KAORU)

静岡県立大学・国際関係学部・教授

研究者番号：90262922

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：法廷通訳において、実際の関係者の認識を明らかにし今後の法廷通訳運用に役立てることを目的とした。欧州の司法通訳翻訳の認識及び制度の実態を知るため、2018年に欧州司法通訳翻訳者協会(European Legal Interpreters and Translators Association)の年次大会に出席し、またオランダとブルガリアの司法通訳人にインタビュー調査を行った。法廷通訳人と法律家は実際にどのように法廷で発話し法廷通訳とはどのようなべきだと考えているかを知るために、法廷通訳経験者と弁護人に対する調査を実施し通訳人と弁護人との間に通訳行為そのものに対する認識の相違を確認した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

司法通訳者及び弁護士に対する法廷における発言や通訳の実態について、また通訳に対する認識の調査から、以下のような結果が得られた。(1)司法通訳人は、捜査段階と法廷での通訳とで求められる通訳の在り方にギャップを感じている。(2)通訳人を使う側の法曹三者の話し方は、通訳人から見て分かりにくく訳しにくいと感じられ、通訳への理解が不十分であるとみなされている。これらの状況は以前から知られているが未だ改善されておらず、今後の司法通訳を考える上で重要な意味を持つものである。

研究成果の概要(英文)：To reveal how parties involved in actual court proceedings feel about the accuracy and equivalency of court interpretation and utilize the findings for future operations of court interpretation, I conducted the following surveys:(1)I attended the annual conference of the European Legal Interpreters and Translators Association in 2018. There as the basis of the study, I learned about systems for court interpretation and translation in Europe and how legal interpretation and translation was perceived. I also conducted interviews with legal interpreters in the Netherlands and Bulgaria.(2)To learn how court interpreters and attorneys speak in real courtroom settings as well as how they feel about how court interpretation should be, I surveyed attorneys and people who had served as a court interpreter.The study revealed a gap between interpreters and attorneys in how they perceive the act of interpretation itself.

研究分野：日本語教育、社会言語学

キーワード：法廷通訳 言語等価 法的等価

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 在日外国人の増加と定住化にともない、日本語の理解が不十分な人に警察や法律問題、学校、医療等の場面で公共サービスを提供するための「コミュニティ通訳」を必要とする場面が増加している。司法の場面では、平成 25 年の要通訳事件は 2,261 人、74 か国、40 言語であり(最高裁判所『ごぞんじですか法廷通訳』2015 年)ここで重要な役割を担うのが司法通訳人である。しかし、責任や負担が重いのに係らず、公的な体系的教育制度は存在せず誤訳や訳し漏れを防ぐための制度的担保も十分ではない。日本の刑事手続きは書面の記載も口頭の陳述も日本語で進められ、日本の裁判所における公式用語は日本語であるとされる(裁判所法 74 条)。そして特に法廷通訳では、正確かつ法的等価を要求する完全な通訳を行わなければならないとされ、一般の通訳とは異なり、述べられたことについて、修正、割愛、付加をしてはならず、かつ説明を加えてはならないとされている。これまで、法廷通訳人は「黒衣(くろこ)」、「コミュニケーションの機械」、「透明人間」であるとみなされてきた(渡辺修他『外国人と刑事事件 適正な通訳のために』成文堂、1998 年、他)。その役割は言語メッセージをそのまま正確に伝達するというコミュニケーションの「導管モデル」に根差した考えに基づいている。しかしながら、例えば、法廷では単に事実に関する情報がやりとりされるだけでなく、検察官が被告人を非難したり被告人が反省の気持ちを表し罪を認め謝罪するなど、様々な相互行為(コミュニケーション)が主に言語を用いて行われており、また訳出の際には通訳人が自らの主観によって語彙やレジスター等を選択・決定するものであることから、通訳において通訳人の判断や印象が介入する可能性を完全に排除することは難しく、通訳人の役割に関する参与者の意識(規範)と実践の間の乖離がしばしば発生することになる。さらに、言語の構造などの言語が原因で生じる通訳を介することによる変容の問題(統語的複雑さ、文同士の複雑な関係性、句の複雑さ、語彙の複雑さ等によって異なる)通訳のプロセスに内在する特徴から発生する問題も正確な通訳の担保についての議論では避けられない論点であろう。

(2) 本研究の研究者は、2012-2014 年度科学研究費助成(挑戦的萌芽研究:課題番号 24653121「司法通訳人の負担軽減のための学際的研究 就労環境整備と日本語運用技術の改善」)研究において、共同研究者と共に、法廷通訳人の負担に焦点を当てた初めての量的調査を実施した。本調査において、法廷通訳人が法曹三者(裁判官・検察官・弁護士)の発言に分かりやすさを感じているのは、主語と述語が明確、一つのセンテンスが短い、センテンスの構造が分かりやすい、適当な速度であるときがあげられ、反対に訳しにくいと感じているのは、センテンスの構造が分かりにくく長い、発言の意図がはっきりしない等に対してであった。通訳しにくい具体的な例としては、反対尋問等でよく用いられる否定疑問文や複数の否定を伴う文などがあげられた。弁護士や検察官は戦略として自分の期待した答えを得て裁判を有利に進行する目的で、しばしば否定疑問文を使用する。これは、訳出前の原文の即時の理解も難しいと思われるが、訳出による文型や文の持つ支配的である度合い、通訳のプロセスにおける応答の仕方等に様々な変化が生じることがあり、その変化の在り方は言語によって異なることがこれまでの調査からも分かっている。Gibbons(2003)(中根育子監訳『法言語学入門司法制度におけることば』東京外国語大学出版会 2013 年)では、「異なる言語では質問形式も異なっていて、例えばほとんどの言語では英語に見られる複雑な付加疑問文のシステムはなく、機能的に等しい表現を使っても同じように微妙な意味を正確に伝えることはできない。」(320 頁)と述べている。つまり、法廷でのスピーチのスタイルや語用論的機能は通訳によって変えられるし、そのような変化が聞き手(裁判員等)の心証に影響することから、裁判の量刑判断にも関わることになり、特に口頭主義・直接主義の実質化を図る裁判員裁判においては無視できない要因となろう。

(3) 司法通訳における等価性を保持した訳出の正確さについては、「言語使用域の等価(Register Equivalence)」から「法的等価(Legal Equivalence)」までの広い意味で等価性が上げられるが、裁判所の求める法的意図や法的効果の等価性を重視した通訳と、被告人にも分かる意味の等価性や訳文の分かりやすさを重視した通訳とは両立しないことも多いと考えられる。通訳人や法律家はこの「言語等価をどのように実現するか」という課題に対し、どのように認識しどのように対処しているのだろうか。そして適正な通訳実現のために今後法廷通訳はどのようであるべきであろうか。日本の裁判における本問題に関する体系的研究は管見する限り見当たらない。

### 2. 研究の目的

本研究では、法廷通訳における言語等価性に焦点をあて、通訳を介することによる、語彙・レジスター・スタイルの問題、言語が原因で生じる問題点を明らかにすると共に、通訳現場において正確で公正、的確な通訳を実現するために必要な等価性と通訳運用技術とはどのようなものかについて検討と分析を行なう。そのためには調査・実践・評価をしながら根拠を踏まえた研究という形をとらなければ課題解決に近づくことはできない。具体的には、研究期間内に以下の 4 点を明らかにすることを目指す。(1)法廷通訳における、通訳を介することによる言語上の問題の実態。(2)法廷通訳人(複数言語の母語話者通訳人・日本語話者通訳人)、法律家(弁護士等)の「等価性の保持」についての認識。(3)通訳を介することによる訳出言語の等価性の変化。:様々な言語現象(語彙、レジスター、スタイル、丁寧度、統語的複雑さ、文同士の複雑な関係性、句の複雑さ、語彙の複雑さ等)を通訳対象とした場合。また、通訳言語の

違い、通訳人が日本語母語話者か否か、通訳人の通訳言語習得過程の違い等との関連。(4)法廷通訳人が適切に通訳するための等価性とはどのようなもので、そのための司法手続きの進行方法と通訳の運用技術。以上の研究を通じて得られた知見を総括し、法廷通訳における具体的かつ実践的な提言を導く。

### 3. 研究の方法

- (1)法廷通訳の現場における、通訳を介することによる言語上の問題に関する研究(文献調査・インタビュー等)。
- (2)法廷通訳人及び法律家は法廷通訳の「等価性の保持」についてどのように認識しているか(通訳人及び法律家に対する調査)。
- (3)様々な言語現象、通訳言語、通訳人の特徴(母語、言語習得の方法、等価性に対する認識等)における、通訳を介することによる等価性(の変容)に関する研究(文献調査・通訳実証実験等)。
- (4)適正で分かりやすい通訳のための言語等価性と法廷通訳の運用技術に関する研究(文献調査・通訳人及び法律家に対する調査等)。

### 4. 研究成果

#### (1) 欧州における司法通訳翻訳の状況と通訳者の社会的地位について

言語、文化、法制度が様々に異なるヨーロッパにおける司法通訳についての状況、司法通訳の認識、制度や実際の運用面の実態を知り今後の研究の参考とするため、2018年3月、オランダとブルガリアにおいて法廷通訳者に対するインタビュー調査を行い、欧州司法通訳翻訳者協会(European Legal Interpreters and Translators Association: 以下、EULITAと略す)の年次大会に参加した。ここで得られた知見は以下の3点である。

##### EULITAの役割について

EULITAは、2009年11月、欧州委員会の自由・安全・正義総長(EU Commission's Directorate-General of Freedom, Security and Justice)の刑事裁判プログラム(プロジェクト番号 JLS/2007/JPEN/249)のもとでベルギーにおいて設立された非営利組織である。司法通訳者の社会的地位の保証、待遇の改善、相互扶助、国際的基準の策定に向けて尽力してきた国際的かつ最大規模の専門家集団である。オランダにおいて法廷通訳者の報酬は日本より低く、さらに裁判所による直接雇用から民間の仲介業者を通じての「外部化」が行われようとしているが、EULITAに加盟する各国の団体は情報交換を行い、反対運動を行う等のアクションを行うことができる。

##### 司法通訳のISO規格策定について

司法通訳のISO規格は全世界で合意統一された通訳サービスの提供を目指すものであるが、現在は国によって法律や規制が異なっており、その策定や実施はかなり困難を伴うことが予想される。EUにおいても、EU全体を対象とする司法通訳翻訳の質の向上や共通基準策定の必要性への認識が向上し、それに向けての提案がされてきたが、通訳人の待遇の改善は遅れている。

##### 日本の司法通訳の在り方への示唆

日本は資格認定制度がなく、教育機関も同業者集団もない。オランダの事例では、8か月の「法廷通訳・翻訳者研修コース」で語学と法学を学んで初めて法廷通訳者として登録される。この登録門があることで、登録済みの法廷通訳者の質が保たれ、同業者集団として組織化される。

#### (2) 司法通訳者と法律家に対する調査から見る司法通訳の認識

司法通訳人と法律家の通訳における「等価性の保持」についての認識の現状を探るため、司法通訳経験者と弁護士に対する調査を行った。

##### 司法通訳人に対する調査の概要

2017年12月～2018年1月にオンラインで回答できる調査票により調査を実施した。回答者39名(有効回答)。

- ・回答者の年齢層は、30歳以下が0.0%、31～40歳が12.8%、41～50歳が20.5%、51～60歳が46.2%、61歳以上が20.5%であった。
- ・性別は、女性28人(71.8%)、男性11人(28.2%)であった。
- ・回答者の第一言語は、日本語が半数以上の28人(71.8%)、日本語以外が3人(7.7%)、バイリンガルが8人(20.5%)となっている。通訳言語(複数回答)で最も多いのは英語17.4%、次いで韓国・朝鮮語13.0%、中国語(北京語)とスペイン語(共に10.9%)であった。「その他」言語では、インドネシア語、ヘブライ語、ウルドゥー語、ロシア語、ポーランド語等がある。
- ・担当事件数は51～100件(23.1%)が最も多く、11～20件(17.9%)、101～200件(15.4%)、

201 件以上(15.4%)であった。

・これまでに活動経験のある場所（複数回答）は、警察 12.0%、地方裁判所・高等裁判所 12.0%、拘置所 10.2%、検察庁 9.8%、法律事務所での打ち合わせ 9.5%、司法支援センター（法テラス）8.4%、家庭裁判所 8.4%、等となっている。

・司法通訳の経験年数は、1～3 年未満 2.6%、3～5 年未満 5.1%、5～10 年未満 12.8%、10～15 年未満 23.1%、15～20 年未満 20.5%、20 年以上 35.9%である。

#### 調査内容

司法通訳人は、自分が捜査段階及び法廷の現場で現実ではどのように通訳をしているか、また（理想的には）どのように通訳すべきだと思うかを尋ねた。

#### 本調査から得られた知見

1) 捜査段階における通訳では現状と理想の間にギャップが少なく、多くの通訳人は自分の考える通訳方法が実現できていると思っている。しかし、法廷での通訳においては現状と理想の間のギャップが大きく、より正確に原発言内容と話者の意図を理解し、正確で分かりやすい日本語を使用して通訳すべきであると考えている。

2) 通訳人の考える通訳の正確性は、単純にある言語からほかの言語へ移し替えるという作業ではないと思われる。即ち、元の発言の内容や話者の意図を理解し伝えることを重視する通訳を現状よりも理想と考える通訳人が多い結果となっている。

言語メッセージのみをそのまま正確に伝達するというコミュニケーションの「導管モデル」と通訳人は透明人間であるべきだという理念は分かちがたく、それは「通訳」とは何であるかの認識につながると思われる。通訳者を目に見えない『導管』とみなす導管モデル的なコミュニケーション観、通訳観、言語観は現在も一般的に広く支持されており、本調査の対象者である通訳人は、この通訳観に影響を受けながらも、述べられたことのみそのままの訳出では不十分であると感じている人も多いと思われる。

3) 通訳のユーザーの話し方については、捜査段階においても法廷においても現状と理想との差が大きく、殊に法廷でのユーザーの話し方は理想と隔たりがあると通訳人から見られている。

弁護士に対する調査は 2018 年に行い集計済みであり、現在結果をまとめているところである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 5件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 水野かほる	4. 巻 140
2. 論文標題 司法通訳人が考える通訳の意味 司法通訳人に対する調査からの考察	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 比較文化研究	6. 最初と最後の頁 未定
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森直香・水野かほる・高畑幸・坂巻静佳	4. 巻 131
2. 論文標題 法廷通訳の仕事に関する実態調査－2012年と2017年の調査から－	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 比較文化研究	6. 最初と最後の頁 1-11
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水野かほる・高畑幸	4. 巻 第17巻第1号
2. 論文標題 欧州における司法通訳翻訳者の社会的地位と通訳方法－オランダ調査からの知見	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 国際関係・比較文化研究	6. 最初と最後の頁 63-77
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 森直香・水野かほる・高畑幸・坂巻静佳	4. 巻 131
2. 論文標題 法廷通訳の仕事に関する実態調査:2012年と2017年の調査から	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 比較文化研究	6. 最初と最後の頁 1-11
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水野かほる	4. 巻 No.16
2. 論文標題 法廷通訳における訳出上の課題について 否定疑問文を対象とした通訳調査からの考察	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 通訳翻訳研究	6. 最初と最後の頁 63～84
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 水野かほる	4. 巻 2017,2
2. 論文標題 日本語二重否定表現を訳出する際の文法的差異と困難さに関する調査	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 Human Linguistics Review	6. 最初と最後の頁 印刷中
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

[学会発表] 計3件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 Naoka MORI, Kaoru MIZUNO, Sachi TAKAHATA, Shizuka SAKAMAKI
2. 発表標題 Situacion actual de la interpretacion judicial en Japon(日本における法廷通訳の現状)
3. 学会等名 日本・スペイン・ラテンアメリカ学会第31回大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 水野かほる
2. 発表標題 司法通訳に対する訳し方についての調査
3. 学会等名 日本比較文化学会中部支部
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 水野かほる・森直香・高畑幸・坂巻静佳
2. 発表標題 法廷通訳の仕事に関する実態調査－2012年と2017年の調査から－
3. 学会等名 日本比較文化学会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p>2017法廷通訳の仕事に関するアンケート調査報告書  <a href="https://u-shizuoka-ken.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages_view_main&amp;active_action=repository_view_main_item_snippet&amp;index_id=410&amp;pn=1&amp;count=20&amp;order=7&amp;lang=japanese&amp;page_id=13&amp;block_id=21">https://u-shizuoka-ken.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages_view_main&amp;active_action=repository_view_main_item_snippet&amp;index_id=410&amp;pn=1&amp;count=20&amp;order=7&amp;lang=japanese&amp;page_id=13&amp;block_id=21</a></p>
---

6. 研究組織		
	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)
		備考